

相 談 事 例

ID : 04-03-033

相談タイトル

重要事項説明について(土地建物の売り主〔法人〕)

Q：ご相談内容

土地建物の売買にあたり、売り主（相談者：法人）に対して不動産業者は重要事項説明をしなくても良いのか。

A：回答

宅地建物取引業法上では「重要事項説明」については、媒介不動産業者が買い主に対して行うことが義務づけられているものです。契約をするかどうかを判断してもらうために、物件の重要な内容や条件について説明を行うものですので、売主のかたは、確認をしておくべき内容だと思いますので、説明義務はありませんが、当然、知っておくべき内容のものと考えます。